

感染症法の改正を踏まえた動物由来感染症の対策の強化について

(感染症分科会動物由来感染症WG検討報告)

平成 16 年 6 月 4 日

輸入動物対策について

1 輸入届出制度

以下の内容が必要

- (1) 届出対象動物：「陸生哺乳類、鳥類」及び「げっ歯類の死体」
- (2) 届出事項：別紙 1
- (3) 衛生証明書の記載事項：別紙 2

2 野生げっ歯類への対策強化

感染症を媒介する危険性の高い野生で捕獲されたげっ歯類の輸入は認めないよう、以下の対策が必要

- (1) 衛生証明書の記載事項に、感染症（別紙 2 参照）の発生のない施設で生産されたこと、及びその施設名を明示
- (2) 施設については、現地確認を実施する場合もあること

3 サルへの対策強化

サルについては、ヒトに共通の感染症を媒介する可能性が高いことから、OIEの基準（別紙 3 参照）も準拠し、以下の対策が必要

- (1) ペット用のサルの輸入は認めない
- (2) 輸入を認めるサルについては、現行制度のエボラ出血熱及びマールブルグ病の係留観察に加え、細菌性赤痢、肝炎等の感染症に罹患していない旨の輸出国政府の発行する衛生証明書の添付を義務付け

4 輸入動物のモニタリング調査の実施

輸入届出制度の導入後は、届出状況、輸出国の疫学状況等を勘案し、輸入される動物の安全性に係わる調査及び研究の推進が必要

国内の感染源動物対策について

1 感染源動物の発生動向調査体制の整備

侵入した場合に重大な影響が予想される感染症、ヒトの予防対策を直ちに検討する必要がある感染症等について、発生動向調査体制の整備を図るために以下が必要（別紙4）

(1) 獣医師等の届出対象疾病の追加

エキノコックス症（犬）、ウエストナイル熱（鳥）、細菌性赤痢（サル）

(2) 感染源動物に関する情報提供・収集体制の整備

届出を義務づける以外にも、ウエストナイル熱（蚊）、オウム病（展示動物）、インフルエンザ、炭疽等の発生情報、その他、動物の大量死等の異常情報

2 空港・港湾地域における侵入動物対策の推進

海外から我が国にない病原体を媒介する可能性のある蚊やねずみ族等が侵入する危険性のある空海港においては、検疫所におけるベクター対策の一層の推進が必要（別紙5）

(案)

届出書

届出年月日: 年 月 日

届出者住所氏名(※1): (印)

厚生労働大臣 殿

下記のとおり、動物またはその死体を輸入するので、感染症法第56条の2の規定により届け出ます。

動物について	種類及び品種 (和名又は英名及び学名)		
	頭羽数		
	用途		
	原産国		(※2)
	由	施設繁殖(Captive Breed)	繁殖施設名、住所(※1)
来	野生捕獲(Wild Caught)	保管施設名、住所(※1)	(※3)
輸送について	積出国		
	積出地		
	積載船(搭載機)名		
	積載(搭載)年月日		
	到着地		
	到着年月日		
荷送人住所氏名			
荷受人住所氏名			
その他参考となる事項			
(1) 輸送途中の事故の有無			
(2) 衛生証明書番号			
(3) 性別、年齢、個体識別上の特徴 (衛生証明書に記載がある場合)			
(4) 輸入後の保管先名及び住所 (個人の愛玩用の場合は所有者名及び住所)			
(5) 船荷証券 (B L) 又は航空運送状 (A W B) 番号			
備考			
(ワシントン条約の付属書に該当する動物であって、輸出許可証、再輸出証明書等に記載がある場合は、その証明書番号、附表区分、繁殖証明書番号等)			

(※1) 法人の場合、その名称及び代表者の住所氏名

(※2) 「不明」表記可

(※3) 「不明」表記可(ただしげっ歯類を除く)

衛生証明書の記載事項

対象動物	対象疾病	記載事項	OIEコード	
陸生哺乳類	げっ歯目	ベスト ハンタウイルス肺症候群 腎症候性出血熱 レプトスピラ症 野兔病 サル痘 狂犬病	1 「発送前12ヶ月間、ベスト、ハンタウイルス肺症候群、腎症候性出血熱、レプトスピラ症、野兔病、サル痘、狂犬病の発生が確認されていない施設 (Establishment)」で出生し、かつ出生以来保管されていたこと 2 施設の名称及び所在地 3 発送日に狂犬病の臨床症状を示していなかったこと	狂犬病のみ一部準拠 (野生捕獲個体を認めない)
	その他の哺乳類 (げっ歯目、霊長目を除く) ※ 他法令に基づく検疫対象動物は除く ・狂犬病予防法 (イヌ、ネコ、キツネ、スカンク、アライグマ) ・家畜伝染病予防法 (ウシ、ウマ等)	狂犬病	1 発送日に狂犬病の臨床症状を示していなかったこと 2 下記①～④のいずれかを満たすこと <輸出国が清浄国の場合> ①出生もしくは捕獲以来、または発送前の6ヶ月間、狂犬病清浄国でのみ保管されていたこと ②非清浄国から③あるいは④の規定に従って輸入され、以来日本向け発送までの間、狂犬病清浄国でのみ保管されていたこと <輸出国が非清浄国の場合> ③「発送前12ヶ月間、狂犬病の発生が報告されていない施設 (Establishment)」で、出生以来または発送前の12ヶ月間保管されていたこと ④発送前の6ヶ月、「検疫施設 (Quarantine station)」に、係留されていたこと	準拠
	ウサギ目	野兔病	1 発送日に野兔病の臨床症状を示していなかったこと 2 野兔病に汚染された地域で保管されていないこと 3 寄生虫 (マダニ) の駆除を受けたこと 4 発送前の15日間、「検疫施設 (Quarantine station)」に係留されていたこと	準拠
鳥類	全ての鳥類 ※ 他法令に基づく検疫対象動物は除く ・家畜伝染病予防法 (鶏、ウズラ等)	・高病原性鳥インフルエンザ (HPAI) ・ウエストナイル熱	1 HPAI清浄国由来であること 2 発送日にHPAI及びウエストナイル熱の臨床症状を示していなかったこと 3 <野鳥の場合> 発送前の少なくとも21日間、蚊に吸血されない状態で「検疫施設 (Quarantine station)」に係留されていたこと <飼育鳥の場合> 出生以来又は発送前の少なくとも21日間、蚊に吸血されない状態で「施設 (Establishment)」に保管されていたこと	HPAI：準拠 ウエストナイル熱：基準なし
死体	げっ歯目	ベスト ハンタウイルス肺症候群 腎症候性出血熱 レプトスピラ症 野兔病 サル痘 狂犬病	1 「発送前12ヶ月間、ベスト、ハンタウイルス肺症候群、腎症候性出血熱、レプトスピラ症、野兔病、サル痘、狂犬病の発生が確認されていない施設 (Establishment)」で出生し、かつ出生以来保管されていたこと 2 施設の名称及び所在地	基準無し

OIEコード：生きた動物や畜産物の国際間貿易に伴う動物疾病の伝搬防止を目的として、国際獣疫事務局(OIE)が定める基準のこと(国際動物衛生規約)。
 OIEは、WTO/SPS協定において家畜衛生とゾーノシスに関する国際基準策定機関として位置付けられている。

施設 (Establishment) : OIEコードでは「means the premises in which animals are kept」と定義されている。

検疫施設 (Quarantine station) : OIEコードでは「means a facility under the control of the Veterinary Authority where a group of animals is maintained in isolation, with no direct or indirect contact with other animals, in order to undergo observation for a specified length of time and, if appropriate, testing and treatment」と定義されている。

〇IE国際動物衛生規約
(仮訳・抜粋)

2.10.1.

霊長類から感染する可能性のあるズーノーシス

2.10.1.1. 序論

(略)

霊長類の輸入および保管においては、公衆衛生と安全の確保が、重要な第一の論点となる。これは特に人間と動物個体、その体液、糞便及び組織が緊密に接触する機会が多い場合にあてはまる。リスクを最小限にするためには、職員の訓練が行き届いていることと、個人に適用される厳しい衛生基準を各人が遵守することが要求される。

(略)

2.10.1.2. 一般的勧告

(略)

公衆衛生上の理由から、輸入国政府機関は、ペットとしての飼育を目的とした霊長類の輸入を許可してはならない。

(略)

2.10.1.3. ～ 2.10.1.7. 各論

証明を要求すべき対象疾病としては、細菌性赤痢、B型肝炎、狂犬病、内部及び外部寄生虫、結核等が掲げられており、サルの種類や飼育状況等に応じて、現地施設での疾病発生の有無、当該個体の罹患の有無等の証明を要求することとされている。

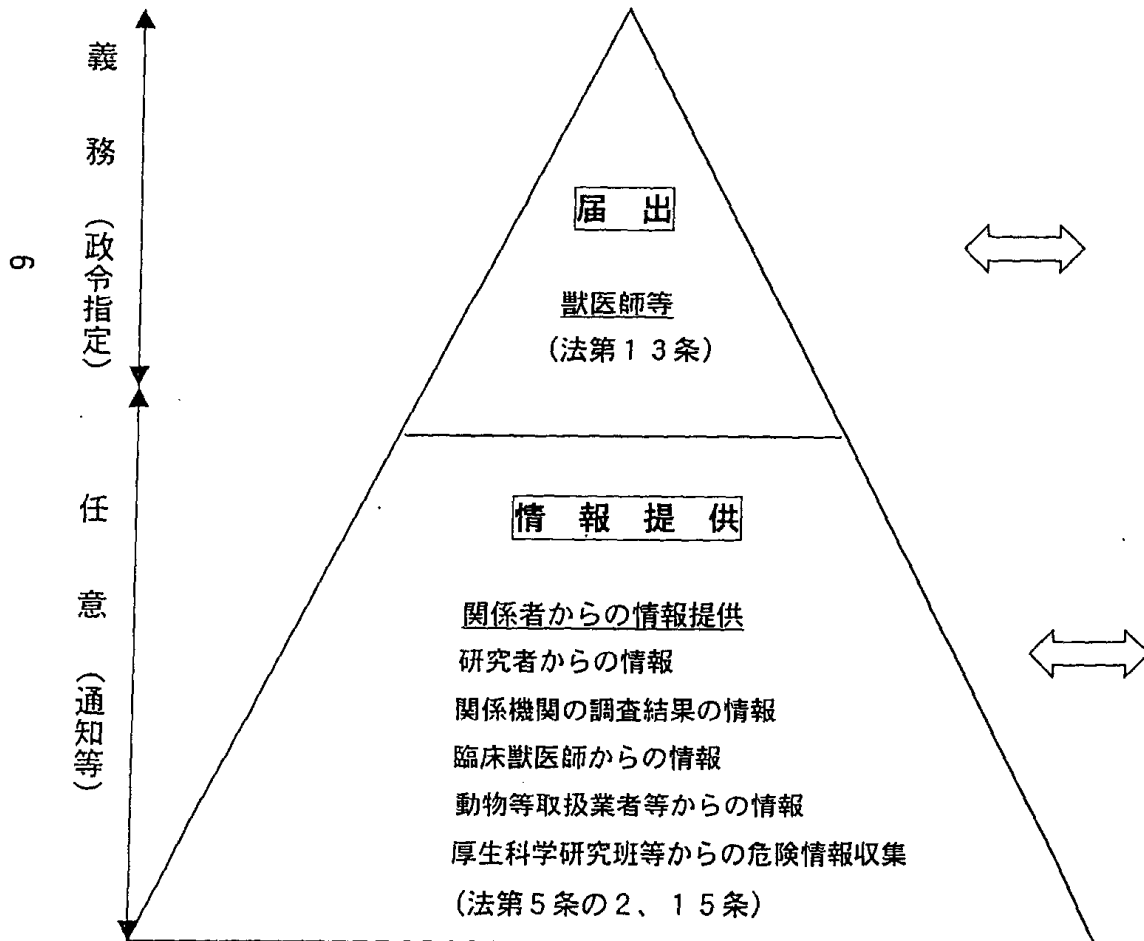
また、職員が遵守すべき防疫措置についても言及されている。

動物由来感染症の感染源動物の発生動向調査体制の整備（案）

- ポイント1：情報収集の目的は、新興感染症等の発生の早期察知と効果的な公衆衛生対策の策定のため
- ポイント2：情報収集の方法は、受身疫学調査（届出と情報提供）、積極疫学調査
- ポイント3：受身疫学調査について、届出と情報提供の対象疾病を以下に整理

感染が疑われる動物の情報収集方法

対象感染症等について



1. 侵入した場合に重大な影響が予想される感染症
2. ヒトの予防対策を直ちに検討する必要がある感染症

届出対象の感染症等（内を追加し拡充）

- 1類：エボラ出血熱・マールブルグ病（サル）、ペスト（プレーリードッグ）、SARS（ハクビシン等）
 - 2類：細菌性赤痢（サル）
 - 4類：ウエストナイル熱（鳥）、エキノコックス症（犬）
狂犬病（犬等：狂犬病予防法に基づく）
- ◎ 届出は診断結果が届出基準を満たす場合に限る

情報提供対象の感染症（新たに整備）

- ウエストナイル熱（蚊）、オウム病（展示施設等の鳥）、結核、炭疽等、ヒトへの健康危害が予想される感染症の発生、また動物の大量死、異常死等の情報
- ◎ 確定診断にいたらない症候群情報も含む
 - ◎ 情報提供の受付先は、地域の保健所、動物管理センター等とし、関係機関とも連携して対応

空港・港湾地域における侵入動物(ベクター)対策

(目的) 動物由来感染症(ウエストナイル熱、デング熱等)の我が国への侵入・まん延防止

現状

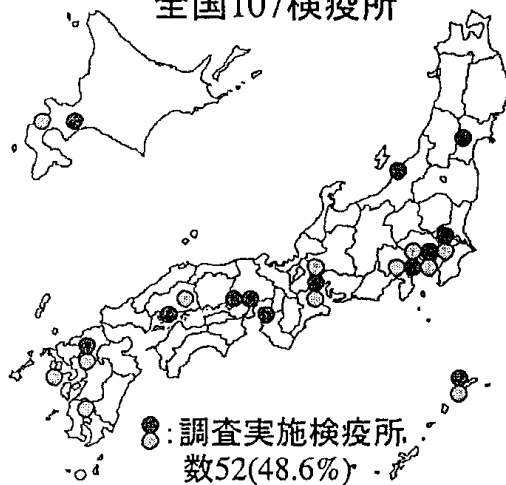


年間133,017機
(23,774,189人)



年間74,201隻
(1,846,684人)

全国107検疫所



検疫所の業務

1. 航空機・船舶に対する衛生検査
2. 空港・港湾地域の調査及び衛生措置

* 検疫法第27条に基づき、港湾衛生管理ガイドライン(「ねずみ族調査マニュアル」「蚊族調査マニュアル」)により実施

(目的)
蚊、ネズミの侵入・定着・病原体保有調査

(方法)

- ① 捕獲種の同定
- ② 病理学・血清学・微生物学的検査
- ③ 再調査、駆除、消毒
- ④ 健康診断

課題点

- ① 広範な調査区域を網羅的に調査することが困難
- ② 現行マニュアルでは、侵入動物(ベクター)の調査方法に統一性を欠く

今後の方針

- ① 危害度の高い調査地域を選定し、効率的な調査を実施
 - ・ 調査結果、現地情報等を解析し、各検疫所単位でウエストナイル熱等の疾病に対し、即時に対策強化を実施
- ② 高精度の統一手法による調査の実施
- ③ 全国単位の調査結果の一元化
- ④ FORTH等による情報揭示等

上記事項等をベクター対策強化策として、専門家の意見を踏まえ「港湾衛生管理ガイドライン」の改定を予定
また、空港周辺地域等の鳥類サーベイランスも実施予定

(実績)

- ① 機内蚊族調査 : 1,647機 (4空港検疫所)
- ② 蚊族(42,025匹)のWNウイルス等の保有検査 (横浜・神戸検査センター)
- ③ 捕獲ネズミ(64,499頭)のHFRS等抗体保有検査 (過去20年・全国)
- ④ 外来種(ハンタウイルス肺症候群媒介ネズミ)等の侵入を確認 (1984年)

(案)

動物由来感染症に対する対策の強化について（意見）

（「輸入動物対策」と「国内の感染源動物対策」）

平成 16 年 6 月 4 日

厚生科学審議会感染症分科会

感染症法の改正に基づき新たに創設される動物の輸入届出制度については、動物由来感染症ワーキンググループでの検討を踏まえ、対象は「陸生哺乳類」、「鳥類」及び「げっ歯目の死体」とし、届出事項及び衛生証明書の内容は、げっ歯目について管理された施設において繁殖されたものであることを確認事項とする等、ワーキンググループ検討報告を参考に定めるべきである。なお、現在地域を限定して輸入が認められているサルについては、今後ペット用の輸入は認めないこととし、輸入されるサルは現行のエボラ出血熱等の検疫に加え、細菌性赤痢等に感染していない旨の証明書を求めるべきである。

さらに感染症法改正により 4 類感染症が獣医師等の届出対象に追加されたこと等を踏まえ、エキノコックス症対策、ウエストナイル熱対策等の推進を図るために、獣医師の届出対象疾病の追加を行う等、感染源動物の発生動向調査体制の整備を図るべきである。また海外から、我が国にない病原体を媒介する可能性のある蚊やねずみ族等が侵入する危険性の高い空海港地域においても、侵入動物対策の推進を図るべきである。